

千葉県林地開発制度

千葉県 森林課

本県の森林は、県土の3分の1を占め、木材等の林産物の供給、水源のかん養、山地災害の防止、健康増進や教育の場の提供に加え、地球温暖化の防止、生活環境や生物多様性の保全など様々な役割を果たす貴重な県民共有の財産ですが、近年は開発により面積の減少や手入れされずに放置された森林が増加するなど、森林の保全と適正な管理が課題となっています。

このようなことから、県民の協力の下、林地開発の適正化を図るための施策を積極的に進め、森林が持つ様々な役割（公益的機能）を確保し、緑豊かな県土づくりを図るため、「千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例」を平成22年に制定しました。

I 条例の主な内容

事業者の責務

- 森林の有する公益的機能（災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全）を維持する責務があります。

土地所有者の責務

- 森林の有する公益的機能の維持に支障がないことを確認した上で、事業者に土地を提供するようにしてください。



林地開発行為等の適正化を図るために必要な手続等

- 許可を受けた者の義務として、標識設置、境界明示、各種届出、施行状況の報告を行わなければなりません。
- 小規模な林地開発（0.3ha以上1ha以下）を行う場合は、小規模林地開発行為届等が義務化されました。
- 義務違反した事業者に対し、中止又は措置命令（小規模にあっては勧告）を行います。
- 災害防止のため緊急措置命令（小規模にあっては勧告）を発動します。

条例に違反した場合

- 条例に規定される標識の掲示や届出などを行わなかった場合は、5万円以下の過料に処せられます。
- 許可の取り消し又は命令（小規模にあっては勧告）を受けた場合に氏名などが公表されます。
- 知事の命令に違反した場合など、100万円以下の罰金に処せられます。

II 林地開発許可制度の概要

許可の対象となる森林

- 地域森林計画の対象民有林(保安林、保安施設地区、海岸保全区域内の森林を除く)です。

許可の対象となる林地開発行為

- 土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質変更する行為で、一定の規模を超えるものが対象です。
 - ① 土地の面積が1ヘクタールを超えるもの
 - ② 道路を作る場合には、幅員が3メートルを超える道路で、その面積が1ヘクタールを超えるもの



〈参考〉

- ・ 0.3ha 未満・・・森林法による伐採及び伐採後の造林の届出(伐採届)[市町村]
- ・ 0.3ha 以上 1ha 以下・・・条例による小規模林地開発行為の届出[林業事務所]及び伐採届[市町村]

審査基準

- 提出された申請書は、「災害の防止」「水害の防止」「水の確保」「環境の保全」の許可に関する4要件について必要な内容を審査します。

■許可に関する4要件の審査事項

①災害の防止

森林を開発することによって、周辺に土砂の流出や崩壊その他の災害を発生させるおそれがないこと。

②水害の防止

森林を開発することによって、流域内に水害を発生させるおそれがないこと。

③水の確保

森林を開発することによって、地域で利用される水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。

④環境の保全

森林を開発することによって、周辺の環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

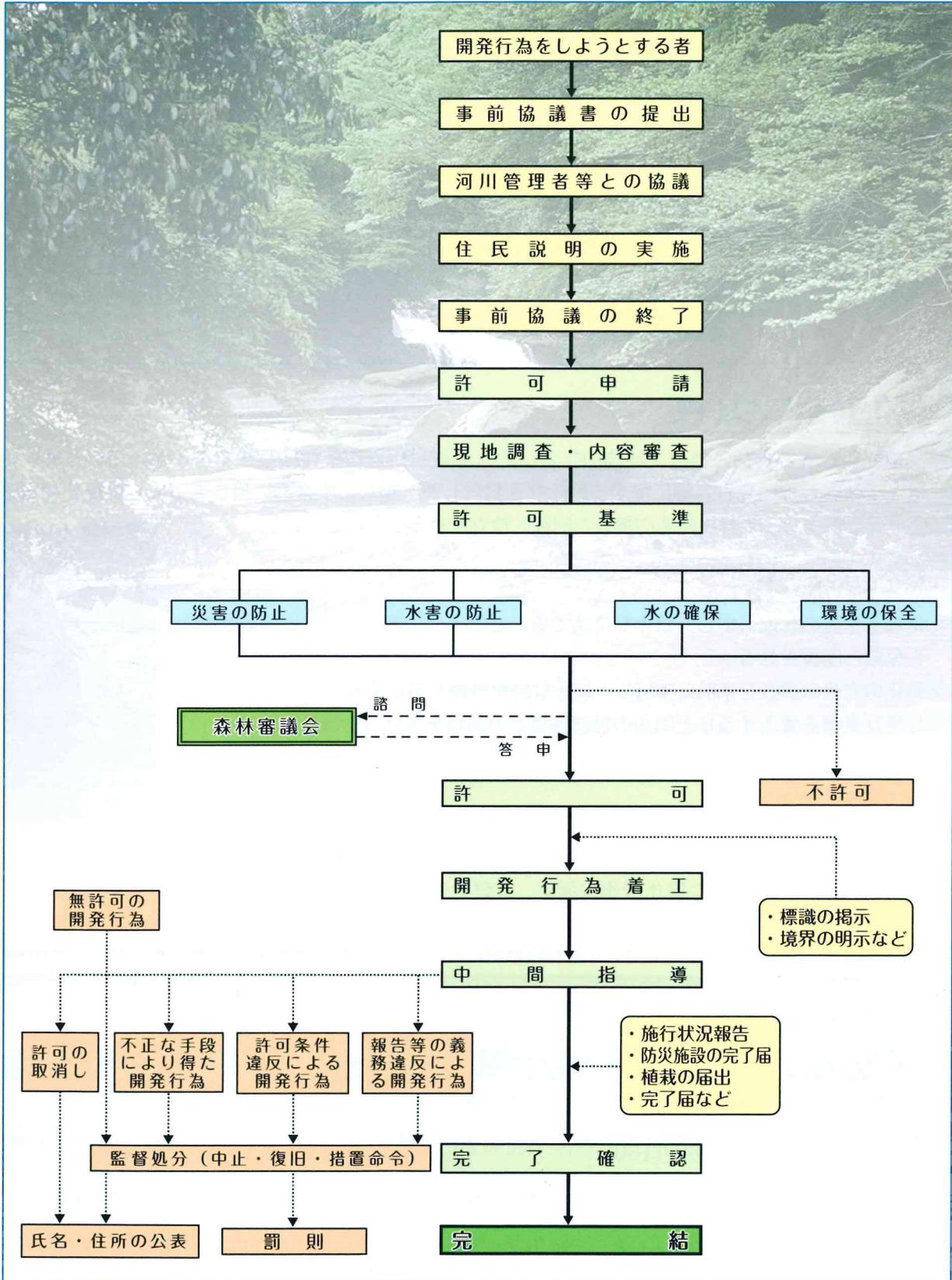
■一般的な審査事項

- ① 開発行為に係る森林につき、開発行為の施行の妨げとなる権利を有する者の全員の同意を得ていること。
- ② 申請者に開発行為を行うために必要な信用及び資力があると認められること。
- ③ 申請者が以下のいずれにも該当しないこと。
 - ・ 森林法や条例による措置命令を受け、必要な措置を完了してない者
 - ・ 森林法による許可を取り消され、3年を経過しない者
 - ・ 森林法又は条例による中止を命ぜられ、その期間が経過しない者
 - ・ 森林法又は条例の罰則を受け、3年を経過しない者

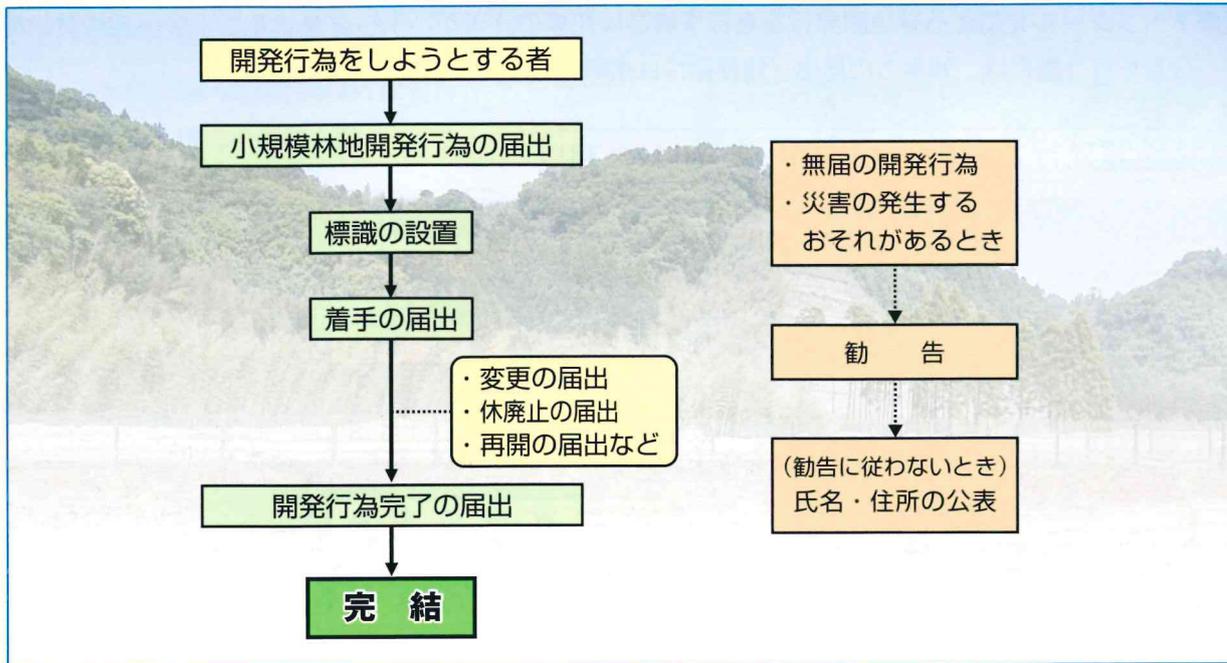
Ⅲ 林地開発行為等の手続き

- 1ヘクタールを超える林地開発行為を行う場合は知事の許可が、1ヘクタール以下の小規模林地開発行為を行う場合は、知事への届出（伐採届けは市町村長へ）が必要です。

林地開発行為のながれ（開発面積が1ha超）



小規模林地開発行為のながれ（開発面積が 0.3ha 以上 1 ha 以下）



IV 緑化対策について

- 林地開発行為等の施工地は、植物の生育にとって厳しい環境条件になっています。このため、県では「千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針」を策定し、事業者に対して望ましい緑化の方法を示すことにより、森林の機能の維持と回復に役立たせることとしました。

緑化の基本方針

- ① 地形や土質の状況に応じた緑化を実施することにより、森林の有する公益的機能を早期に回復させる。
- ② 緑化のための調査を事前に実施し、適正な緑化計画を策定する。
- ③ 地域在来種を導入するなど周辺の自然環境との調和を図り、生物多様性の確保に努める。

緑化計画の策定

林地開発行為等に係わる事業者は、緑化のための事前の調査結果に基づき、緑化目標を確実に達成し、かつ施行地の環境に適した緑化植物の選定、及びその緑化植物の特性にあった施工方法や管理方法について計画する必要があります。



V お問い合わせ先

組織名	電話	所在地	所管区域
北部林業事務所	0475-82-3121	山武市富田ト 1177-7	香取・海匝・山武・長生各地区
北部林業事務所 印旛支所	043-483-1130	佐倉市鎚木仲田町 8-1 印旛合同庁舎2F	千葉市、東葛飾・葛南・印旛各地区
中部林業事務所	0439-55-4970	君津市久保 5-1-3	市原市、君津地区
南部林業事務所	04-7092-1318	鴨川市広場 820	夷隅・安房各地区
千葉県 森林課	043-223-2955	千葉市中央区市場町 1-1 県庁本庁舎16F	

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

市(町・村)長様

届出人 住所
氏名 (法人にあつては、名称
及び代表者の氏名) 印

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。

1 森林の所在場所

市 郡	町 村大字	字	地番
--------	----------	---	----

2 伐採の計画

伐採面積				ha
伐採方法	主伐(皆伐・択伐)・間伐	伐採率	%	
伐採樹種				
伐採齢				
伐採の期間				

3 伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

造林面積 (A+B+C+D)	ha	
人工造林による面積 (A+B)	ha	
植栽による面積 (A)	ha	
人工播種による面積 (B)	ha	
天然更新による面積 (C+D)	ha	
ぼう芽更新による面積 (C)	ha	
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし	
天然下種更新による面積 (D)	ha	
天然更新補助作業の有無	地表処理・刈出し・植込み・ その他 ()・なし	

(2) 造林の方法別の造林の計画

	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の植栽本数
人工造林 (植栽・人工播種)			ha	本
天然更新 (ぼう芽更新・天然下種更新)				
5年後において適確な更新 がなされない場合				

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

4 備考

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者が伐採後の造林に係る権原を有しない場合にあつては、伐採する者と当該権原を有する者が連名で提出すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 5 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 6 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 7 伐採方法欄には、皆伐、択伐又は間伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 8 伐採年齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「(○～○)」のように記載すること。
- 9 伐採の期間が1年を超える場合においては、2の伐採の計画を年次別に記載すること。
- 10 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。
- 11 植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において植栽によらなければ適確な更新が困難な森林として定められている伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。
- 12 天然更新補助作業の有無欄には、当該作業を行う場合には、地表処理、刈出し、植込みなどの作業の種類を記載すること。
- 13 造林樹種欄及び樹種別の造林面積欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 14 樹種別の植栽本数欄には、植栽する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 15 5年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であつて、伐採の終了した日から5年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の植栽本数を記載すること。
- 16 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後5年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。